大井町空家バンク制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大井町内における空家の有効活用を通して、定住促進による地域の活性化を図るため、空家の情報を町のホームページで情報提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 空家 町内に所在する一戸建ての住宅で、現に居住その他の使用がなされていないもの(近くその状態になる予定のものを含む。)及びその敷地をいう。
 - (2) 所有者等 空家に係る所有権その他の権利により当該空家の売買、賃貸等 を行うことができる者及び納税義務者をいう。
 - (3) 利用希望者 次号に規定する空家バンクに登録された空家の利用を希望する者をいう。
 - (4) 空家バンク この要綱の定めるところにより、大井町への定住を目的として、空家の売買又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を公開し、利用希望者に対し、当該情報を提供する制度をいう。
 - (5) 仲介業者 空家対策における連携及び協力について、町長が協定を締結した者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空家バンク以外による空家の取引を規制するものではない。

(空家の登録申込み等)

- 第4条 空家バンクに空家の登録を希望する所有者等は、空家バンク登録申込書(様式第1号)に添付書類及び空家バンク登録カード(様式第2号)を添えて、町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認し、適 当であると認めたときは空家バンク登録台帳(以下「登録台帳」という。) に登録 するものとする。
- 3 町長は、前項の規定により登録をしたときは、その旨を空家バンク登録完了通知書(様式第3号)により、当該申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空家で、空家バンクに登録することが適当と認めるものについては、当該所有者等に対して空家バンクへの登録を勧めることができる。

- 5 第1項の規定に関わらず、次に掲げる者は、同項の申込みをすることができない。
 - (1) 大井町暴力団排除条例(平成23年4月1日条例第7号)第2条第1項第4号に規定する暴力団員等及び同条同項第5号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係にある者であるとき。
 - (2) その他、町長が適当でないと認める者であるとき。

(空家に係る登録事項の変更)

第5条 前条第3項の規定により通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更があったときは、速やかに空家バンク登録事項変更届書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。変更の内容によっては、変更箇所を記載した空家バンク登録カード(様式第2号)を添えて、町長に提出しなければならない。

(空家バンク登録の抹消)

- 第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録台帳の登録を抹消する こととする。
 - (1) 登録者から空家バンク登録抹消申請書(様式第5号)が提出されたとき。
 - (2) 登録された日から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みをしたときは、この限りではない。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が登録台帳への登録が適当でないと認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により登録台帳の登録を抹消したときは、空家バンク登録抹 消通知書(様式第6号)を登録者に通知するものとする。

(空家の情報公開)

第7条 町長は、登録をした空家の情報を大井町ホームページ等により公開するものとする。ただし、所有者等が希望しない場合については、この限りではない。

(利用者の登録)

- 第8条 空家バンクに登録された情報の提供を受けようとする利用希望者は、空家バンク利用申込書(様式第7号)に添付書類及び空家バンク利用登録カード(様式第8号)を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、斡旋及び仲介等を目的とした登録はできないものとする。
- 2 町長は、前項の規定による利用の申込みがあったときは、その内容等を確認し、 利用希望者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めたときは、空家 バンク利用者台帳(以下「利用者台帳」という。)に登録するものとする。
 - (1) 町内に定住を目的として、空家の購入又は賃借を希望し、地域住民と協調して生活する意志のある者
 - (2) その他町長が適当と認める者
- 3 町長は、前項の規定により登録をしたときは、その旨を空家バンク利用者登録完

了通知書(様式第9号)により、当該利用希望者に通知するものとする。

(利用希望者に係る登録事項の変更)

第9条 利用希望者は、登録事項に変更があったときは、空家バンク利用者登録事項 変更届出書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(利用希望者の登録抹消)

- 第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者台帳の登録を抹消 することとする。
 - (1) 利用希望者から空家バンク利用者登録抹消届出書(様式第11号)が提出されたとき。
 - (2) 登録された日から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みをしたときは、この限りではない。
 - (3) 情報を利用し空家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (4) 利用申込書の内容に虚偽があったとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が利用者台帳への登録が適当でないと認めるとき。
- 2 町長は、前項の規定により利用者台帳の登録を抹消したときは、空家バンク利用 者登録抹消通知書(様式第12号)を利用希望者に通知するものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第11条 町長は、登録者と利用希望者との空家に関する交渉及び売買、賃貸借等の 契約については、直接これに関与しないものとする。

(仲介業者との連携)

第12条 町長は、本制度を円滑に実施するために、必要に応じて、仲介業者と連携を図り、事業の推進を行うものとする。

(情報の提供等)

第13条 町長は、必要に応じて、登録者、利用希望者及び仲介業者に対して、登録 台帳又は利用者台帳に登録された情報を提供するものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第14条 登録者、利用希望者及び仲介業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 本制度から知り得る個人情報(以下「個人情報」という。)を他に漏らし、 又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、加工及び利用をし ないこと。

- (2) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
- (3) 保有する必要がなくなった個人情報は、廃棄又は消去するなど適切な措置を講ずること。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年3月11日から施行する。